

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 6 年度）

令和 6 年11月
大阪市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第 1 項の規定により、P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
大阪市立小学校体育館空調設備整備事業	事業契約締結日から令和 24年 3 月31日まで（予定）	P F I 事業者は、市立小学校体育館への空調設備整備に関する設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務を実施する。	大阪市	令和 6 年12月（予定）